

【新設】（工業所有権等の意義）

17-3-4 規則第59条の2第1項第1号《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》の「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」とは、工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。

(注) 本文の「技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等」の提供、実施等が同項第2号イからハまでに掲げる役務の提供に該当する場合には、同項の規定の適用があることに留意する。

【解説】

- 1 本通達は、法人税法施行規則第59条の2第1項第1号《関連者間取引に係る書類の整理保存の特例》に規定する「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」の意義について明らかにしたものである。
- 2 本特例においては、関連者との間で行われる一定の工業所有権等の譲渡又は貸付けについて受領し、又は作成した書類で、法人税に関する法令の規定により保存しなければならないものに同号に定める事項の記載又は記録がない場合には、特定事項記載書類の取得又は作成及び保存等をしなければならないこととされている（規59の2①）。このため、本特例の対象となる「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」の範囲をどのように解するかが問題となる。
- 3 この点、同号に規定する「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」は、法人税法施行令第4条の3第10項第1号《適格組織再編成における株式の保有関係等》及び同令第183条第3項第1号イ《租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得》と同様の文言によって規定されており、これらの規定との整合性を図る観点からも、その意義については従来と同様に解することが相当と考えられる。
- 4 そこで、本通達において、「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」とは、法人税基本通達1-4-12《工業所有権等の意義》及び20-3-2《工業所有権等の意義》と同様に、工業所有権及びその実施権等のほか、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいうことを明らかにし

ている。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式やデザインもこれに含まれることとなる。

5 一方、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等については、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作そのものではなく、その時点における情報又は個別の鑑定、調査若しくは検査の結果を内容とするものであることから、これに該当しないことを明らかにしている。

6 なお、上記5の技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等については、工業所有権等には該当しないものの、その提供又は実施の態様によっては、法人税法施行規則第59条の2第1項第2号イからハまでに掲げる役務の提供として本特例の対象となる場合がある。このため、本通達の注書においては、これらが同項第1号に該当しないことのみをもって直ちに本特例の対象外となるものではないことを併せて明らかにしている。